

進めよう 再開発！

第9号

ともにつくろう市川駅南口のまち

182 人の方が権利変換計画を縦覧 意見書への回答は審査会後に

平成15年4月15日から4月28日まで、再開発事務所において権利変換計画の縦覧を行いました。権利変換計画の縦覧とは、権利者の皆さんの意向や資産額を記載した権利変換計画を見ていただくことです。期間中は延べ182人の方が縦覧をされました。

また縦覧期間中、今回の権利変換計画に対してご自身の資産額などについて、また、配置場所や面積の再検討について意見書の提出がありました。意見書は、「再開発審査会」に付議し、採否の議決を得ます。

なお意見書に対する回答は、審査会後に行います。

今後の予定

権利変換計画認可	→ 平成15年10月 (転出される方へ土地代金をお支払いします)
権利変換期日	→ 平成15年12月 (明け渡しまでに補償金をお支払いします)
工事開始	→ 平成16年10月
工事完了	→ 平成19年11月

再開発ビル完成予想模型



担保権等が設定されている場合の取り扱い

土地・建物を所有されている権利者の方で、その土地・建物に担保権等が設定されている場合には、次のような取り扱いになります。

権利変換により再開発ビルの床の区分所有権、建物敷地の共有持分権を取得しますが、従前の土地や建物に付されていた担保権等は、そのまま従後の権利の上に移行します。

地区外に転出される場合には、担保権者等の同意が得られない場合には、補償金は供託されます（都市再開発法 92 条）

において、従後の権利が従前の権利に満たない場合には精算金が発生しますが、清算金は と同様の扱いとなります。

発行日 平成 15 年 6 月 6 日

発行者 市川市

編集者 市川駅南口再開発事務所

電 話 047 - 324—0088

ホームページ <http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>